

日本脳炎の予防接種を受けましょう

平成23年5月20日
呉市保健所

日本脳炎の予防接種は、ワクチン接種による健康被害が報告されたことにより、平成17年5月末から積極的な勧奨を差し控えてきましたが、平成22年度から積極的な勧奨を再開し、平成23年度は、呉市に住民票を有する人を対象に、次のとおり積極的な勧奨を行っております。

また、積極的な勧奨の差し控えによって接種機会を逸した平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの人を対象に、救済措置として対象者が20歳になるまで接種できるようになりました。なお、積極的な勧奨の対象者以外の人、無料で接種できます。

平成21年6月から新ワクチンの接種が開始され、その有効性と安全性が確認されたことにより、平成23年4月1日から1期の接種対象年齢（生後6か月～7歳6か月未満）の人のうち、標準的な接種期間に該当する人に対する積極的な勧奨を行っております。

《日本脳炎予防接種のスケジュール》

接種種別		接種対象者(無料接種対象期間)	標準的な接種期間
1期	初回	生後6か月～7歳6か月未満	<u>3歳児の間に2回</u> <u>(6日～28日間隔)</u>
	1回目 2回目		
	追加		<u>4歳児の間に1回</u> <u>(初回接種終了後おおむね1年後)</u>
2期		9歳～13歳未満	9歳児の間に1回

※下線部分が積極的な勧奨の対象となる接種

平成23年5月20日から、これまで接種勧奨の差し控えにより、接種機会を逸したため1期・2期の合計4回の接種がすんでいない平成7年6月1日～平成19年4月1日生まれの人は不足分を20歳になるまでの間、無料で接種できるようになりました。なお、2期の接種は1期(3回)の接種が終了した9歳以上20歳未満の人が接種できます。

特に平成23年度に9歳、10歳になる人に対しては積極的に勧奨します。

母子健康手帳で、過去の接種履歴を確認し、次に示す方法で不足分を接種してください。

1期	1期の接種を一度も接種していない場合	残り3回の接種を、6日から28日までの間隔をおいて2回、2回目の接種終了後おおむね1年後に1回接種
	1期初回・追加接種が不十分な場合	1期の残りの回数を、6日以上の間隔をおいて接種
2期の接種を接種していない場合		1期の3回接種が終了した9歳以上20歳未満で1回接種

《予防接種についての注意事項》

- このリーフレットの内容は、呉市に住民票を有する人が対象です。呉市外に住民票を有する人は、住民票を有する市町村の予防接種担当にお問い合わせください。
- 母子健康手帳の予防接種のページで、お子様が日本脳炎の予防接種を受けていないことを御確認の上、お子様の体調が良いときに母子健康手帳を持参して、医療機関で予防接種を受けてください。
- 接種によって引き起こされた副反応により健康被害が生じた場合でも、接種対象年齢内に予防接種実施規則による接種間隔どおりに接種を行った場合、予防接種法に基づく補償が受けられます。
- 里帰り出産、病気療養等の理由により一時的に呉市外に滞在する場合や、呉市外の医療機関をかかりつけ医とする場合には、事前に手続きを行うことにより、予防接種法に基づく予防接種を行うことができますので、保健総務課にお問い合わせください。

お問い合わせ：呉市保健所保健総務課予防係 TEL(0823)25-3525